

日行連発第 762 号
令和 3 年 9 月 10 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 水野 晴夫

駐日大韓民国大使館領事館からのお願い（周知）

令和 3 年 8 月 30 日付、日行連発第 686 号にてご案内した、駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿申請について、本会宛にも韓国大使館より告知のお願いがありましたので、ご連絡します。詳細は、別添資料をご確認ください。

なお、本件については、会員専用サイト連 con に掲載しておりますので、貴会会員への周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

<会員専用サイト連 con>

<https://www.gyosei.or.jp/members#/comments/613a92a6e79d1f121d74a363>

掲載場所：[HOME](#) > [業務関連情報 国際部門](#) > 【周知】駐日大韓民国大使館
領事館からのお願い

別紙：駐日大韓民国領事館からの文書

以上



EMBASSY OF THE REPUBLIC OF KOREA
TOKYO

日本行政書士会連合会 殿

平素より我が国の行政に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

駐日本大韓民国大使館領事部は、治外法権地域として原則的に韓国法の適用を受け
るため、日本の弁護士・司法書士・行政書士など（以下、資格代理人という）の資
格では代理行為ができません。

にもかかわらず、在外国民の便益と行政の効率を図るため、約10年前から日本の資
格代理人の代理行為を黙認しました。

多くの資格代理人は、領事館の方針に従って頂いておりますが、一部の資格代理人
においては依頼人の委任状・申請書を偽造又は改竄する他、当館の職員に対してセ
クハラ発言・暴言・強迫行為を頻繁に行い、領事館を訪れた依頼人及び他の資格代
理人に多大な迷惑をかけています。

当館では、在外国民の便益と善良な資格代理人の円滑な業務のために、2021年9月10日（金）
より下記のとおり業務を行う予定ですので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

- ① 所屬地域の管轄領事館のみ代理権行使可能（特に、郵便申請の場合は管轄を守ら
ないと申請を認めず返却。）。
- ② 大使館領事部の出入りは委任された資格代理人又は所屬事務補助員に限る。
委任された資格代理人は依頼人が作成した委任状・公的身分証（パスポート、運転免
許証など）・資格証を全て提出（事務補助員は公的身分証と事務補助員証必須提出）。
- ③ 韓国語が出来る一般人・無資格者への再委任一切禁止（韓国行政士法違反）。
- ④ 以下の行為をした場合、領事部への出入りを禁止し、直ちに資格代理人が所屬し
ている日本行政書士会に通報。
 - 委任状・申請書を偽造又は改竄する行為。
 - 大使館の職員に暴言など、窓口業務の妨害と思慮される一切の行為。
 - 委任の範囲を越える証明書を申請する行為。
 - 多量の証明書発行の強要する行為。

⑤ 領事館は法律相談をする場所ではないため、単純な手続きに対する質疑以外の実質的な法理関係に関する法律相談は拒否することができる。

上記の内容を協会員にも告知してください。今後も改善せずこのような問題が続く場合は、更に強力な対策を講ずることを検討しますのでご協力をお願いします。